

令和 7 年 3 月 1 4 日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公印省略)

食品部研究員の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所食品部研究員を公募することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。
謹白

記

1. 職名

食品部研究員（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

当所食品部においては、食品の安全性を確保するために、食品中の残留農薬、残留動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質、有害元素及び天然有害物質に関わる標準分析法の開発、放射線照射した食品の検知法の開発、食品からの有害物質の摂取量推定、食品成分の変質、異物及び化学性食中毒等に関する研究、調査等を行っている。

今回公募する研究員は、食品中の有害物質の分析法の開発、食品中の有害物質の含有実態調査及び摂取量推定、並びにこれらに必要な研究業務に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学系、農学系、理学系、工学系又はそれら関連の研究領域において博士の学位取得後、原則として5年以内の者
- (2) 食品中の有害物質の理化学分析に関する専門的知識と研究経験、並びに研究業績を有すること
- (3) 微量化学物質の定量分析の経験があり、分析法の性能評価の知識を有すること、又は放射性核種の性質および分析に関する知識を有することが望ましい
- (4) 研究部員及び研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と協調性を有すること
- (5) 国立試験研究機関における試験・研究業務の意義と役割を理解し、必要な行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野での打ち合わせや、議論を行うに足る英語力を有すること

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過し

ない者

- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年度における定年年齢は 62 歳）

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html> に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、教育歴、所属学会、賞罰、免許・資格を記入し、写真(6か月以内に撮影)を添付すること)
 - (2) 現在までの研究概要 (A 4 用紙 2 頁、カラー可)
 - (3) 研究業績目録 (原著論文、総説・解説、単行本、シンポジウム、学会発表、知的財産、受賞歴等) 及び主要論文別刷 (3 編以内、総説・解説も可)
 - (4) 現在までの競争的研究費の獲得状況
 - (5) 将来への抱負 (陳述書) (A 4 用紙 2 頁)
 - (6) 学位記 (写し) あるいは学位を証明するもの
 - (7) 推薦状 (複数可)
 - (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
 - (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類
- ※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること (ステープラは使用しない)
- ※ (2) ~ (5)、(7) ~ (9) は様式自由
- ※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

令和 7 年 4 月 17 日 (木) 13 時 (必着・締切厳守)

6. 選考採用試験

- (1) 書類審査 令和 7 年 4 月下旬 (予定)
- ※応募時に提出いただいた履歴書等 (「4. 提出書類」参照) により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和 7 年 4 月下旬～5 月上旬 (予定)
- ※面接には、15 分程度のプレゼンテーションを含む。
- ※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和 7 年 6 月 1 日 (事情により応相談)

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号)」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定します。
- (2) 1 週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分 (週休 2 日制) です。
- (3) 年 20 日の年次休暇 (採用の年は、採用の時期により 20 日より少ない日数となります。) のほか、特別休暇 (夏期・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が

整備されています。

<モデル給与> 研究職俸給表2級

○月収：約34万円

※学歴・経験年数等に応じて変動いたします。上記は6年制大学卒業後、6年の正規社員等としての経験を有する方の例です。

※上記は俸給・地域手当を含み、これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

※ 国立医薬品食品衛生研究所職員として任用される際の処遇となります。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「食品部研究員応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail: katsuya-tomobe@nihs.go.jp